

令和元年6月11日

久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

令和元年6月11日(火)、午前9時30分 久留米リサーチセンタービル 2階 研修室Aに招集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案のとおりである。

出席委員は、次のとおりである。

| | |
|-----|----------|
| 1番 | 飯田三津雄 委員 |
| 2番 | 池田 清茂 委員 |
| 3番 | 池田 龍子 委員 |
| 4番 | 石井 孝雄 委員 |
| 5番 | 稲富 克紀 委員 |
| 6番 | 上村 孝二 委員 |
| 7番 | 内田 洋一 委員 |
| 8番 | 緒方 義範 委員 |
| 9番 | 笠 幸夫 委員 |
| 10番 | 古賀 誠一 委員 |
| 11番 | 古賀 喜治 委員 |
| 12番 | 坂井 康孝 委員 |
| 13番 | 平 壯一 委員 |
| 14番 | 田 中 文 委員 |
| 15番 | 田中 弥生 委員 |
| 16番 | 手島富士雄 委員 |
| 17番 | 富松 隆晴 委員 |
| 19番 | 日比生和雄 委員 |
| 20番 | 深川 嘉穂 委員 |
| 21番 | 松延 洋一 委員 |
| 22番 | 馬渡恵美子 委員 |
| 23番 | 森崎 康洋 委員 |
| 24番 | 諸藤 澄夫 委員 |

欠席委員無し

事務局の出席者は10名である。

事務局 皆様おはようございます。本日の総会にあたりまして、報告いたします。
本日、現員数 23 名中、全員の出席がっておりますので、農業委員会等に関する法律
第 27 条第 3 項の規定によりまして、総会は成立していることを報告いたします。
それでは、会長よろしく願いいたします。

議長 皆さんおはようございます。田植の時期で、大変皆様お忙しい中で、ご出席を賜りまし
て、誠にありがとうございます。それでは、さっそく議事に入ります。ただいまより、6 月の
農業委員会総会を開催いたします。

「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案の 1 ページをお願いいたします。
「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について」、農地の所有権移転、賃
借権設定の許可申請書が提出されたので付議いたします。

所有権移転 東部地域 1 番から 2 ページ 9 番までの 9 件です。
3 ページをお願いいたします。
西部地域 10 番から 4 ページ 16 番までの 7 件です。
4 ページをお願いいたします。
賃借権設定 東部地域 17 番の 1 件です。

以上、1 番から 17 番までの各申請案件につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号の審
査基準について審査会において説明を行っておりましたが、不許可相当に該当しない
申請であり審査基準に適合していることを報告いたします。
以上で説明を終わらせていただきます。

議長 事務局からの説明が終わりました。本議案の審議番号 2 番は、遠方の居住者の取得案
件であったため、聞き取り調査を行っております。調査の結果について、担当委員より報
告をお願いいたします。

委員 第 2 号議案のヒアリングの結果について、報告いたします。審議番号 2 番の案件につ
きまして、5 月 31 日の東部審査会において、市外より本当に通作が出来るのかということ
を確認しようということになったので、6 月 4 日に、申請人****さんと、私と、農業委
員会事務局の方と一緒に、東部支店でヒアリングを行いました。

営農計画は、申請地にオクラを作るということでありましたが、オクラの収穫のために、朝晩二回うきは市から通作するというのは、困難では無いかということを感じて、内部にて確認したところ、収穫の時期は、近くに奥さんの妹さんがいるので、その人が手伝うということで、十分に通作出来るという確認が出来ました。耕作放棄地になったら、色々と迷惑をかけるということで、ヒアリングを行って、本当に耕作するのか確認する必要があるということをお話して、この案件については、全く心配のない案件であったということをお報告させていただきます。以上でございます。

議 長 報告が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がある方は、挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。「第1号議案」について賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 ありがとうございます。
全員挙手により「第1号議案」は、可決されました。
つづきまして、「第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案の5ページをお願いいたします。
「第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について」、農地転用許可申請書が提出されましたので付議いたします。
東部地域 1番から6ページ5番までの5件です。
1番 申請地 田主丸町以真恵 田 3筆 計 3,153 m²
申請理由 申請地に盛土を行い畑として利用するものです。
農地区分は、農用地ですが、一時的な利用に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。
2番 申請地 田主丸町田主丸 田 973 m²の内 337.63 m²
申請理由 申請地を進入路として利用するものです。
3番 申請地 田主丸町地徳 田 3筆 計 2,872 m²
申請理由 申請地に盛土を行い畑として利用するものです。
農地区分は、農用地ですが、一時的な利用に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

6 ページをお願いいたします。

4 番 申請地 田主丸町牧 畑 3 筆 計 412 m²

申請理由 申請地を貸事務所及び露天駐車場として利用するものです。

5 番 申請地 北野町中 畑 421 m²

申請理由 申請地に自己用住宅を建築するものです。

西部地域 6 番から 8 番までの 3 件です。

6 番 申請地 荒木町白口 畑 258 m²

申請理由 申請地を露天駐車場として利用するものです。

7 番 申請地 高良内町 畑 5,431 m²の内 520 m²

申請理由 申請地に盛土を行い畑として利用するものです。

農地区分は、農用地ですが、一時的な利用に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

8 番 申請地 安武町安武本 畑 421 m²

申請理由 申請地に太陽光発電設備を設置するものです。

なお、5 ページの審議番号 1 番及び 3 番につきましては、福岡県農業会議の意見聴取案件でございます。以上で、説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、審査会から審査結果報告を受けたいと思います。それでは、東部審査会、西部審査会の順番で報告をお願いいたします。

委 員 東部審査会からまいります。
審議番号 1 番について説明いたします。地図ナンバーも 1 番です。
転用目的は、農地改良行為となっております。
申請地は、川会小学校から北西へ約 170 メートル、柴刈小学校から南へ約 1.8 キロメートルのところに位置します。
農地区分については、農用地に該当いたしますが、転用目的が一時的な利用に供するものでありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。
雨水排水につきまして、自然流下や自然浸透となります。また、農地の周りに素掘水路を設けるとのことです。
汚水・生活雑排水につきましては、発生いたしません。
被害防除につきましては、土羽打ち上げにて法面保護を行う計画となっております。
つづきまして、審議番号 2 番について説明いたします。地図ナンバーも 2 番です。
転用目的は、進入路として利用するものですが、すでに施工済みでしたので、始末書付きの申請となっております。
申請地は、田主丸駅から南東へ約 300 メートル、水縄小学校から北へ約 1.3 キロメートルのところに位置します。

農地区分については、都市計画法に規定する用途地域内にある農地でありますので、第3種農地に該当いたします。

雨水排水につきまして、自然流下と南側側溝に排出となります。

汚水・生活雑排水につきましては、発生いたしません。

被害防除につきましては、土留めをされています。

つづきまして、審議番号3番について説明いたします。地図ナンバーも3番です。

転用目的は、農地改良行為となっております。

申請地は、巨瀬川幼稚園から南西へ約860メートル、川会小学校から南東へ約1.6キロメートルのところに位置します。

農地区分については、農用地に該当いたしますが、転用目的が一時的な利用に供するものでありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきまして、暗渠排水を設け西側の水路に排出されます。

汚水・生活雑排水につきましては、発生いたしません。

被害防除につきましては、隣接地より50センチメートルの距離をあげ、法面施工をされます。

つづきまして、審議番号4番について説明いたします。地図ナンバーも4番です。

転用目的は、貸事務所及び露天駐車場となっております。

申請地は、川会小学校から西へ約1キロメートル、大橋小学校から北東へ約1.4キロメートルのところに位置しています。

農地区分については、農用地区域内農地以外であって、甲種農地、第1種農地および第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地でありますので、第2種農地と判断しております。

雨水排水につきまして、西側側溝へ放流されます。

汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を通じて西側の側溝へ排出されます。

被害防除につきましては、法面を設け、芝をはるとのことです。

つづきまして、審議番号5番について説明いたします。地図ナンバーも5番です。

転用目的は、自己用住宅の建築となります。

申請地は、北野総合支所から南へ約70メートル、古賀茶屋駅から東へ約1.8キロメートルのところに位置しています。

農地区分については、都市計画法に規定する用途地域内にある農地でありますので、第3種農地に該当いたします。

雨水排水につきまして、集水桝を設け東側水路へ放流されます。

汚水・生活雑排水につきましては、西側の市下水道へ接続されます。

被害防除につきましては、南側は既存のコンクリートブロックの利用と東側は法面施工をされます。

これら全ての申請案件について、排水承諾書等、添付書類を確認しております。

以上、5件につきまして、担当地区の農業委員および推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題が無いものと判断しております。ご審議の程よろしく申し上げます。

委員 つづきまして、西部審査会から報告いたします。

審議番号6番について説明いたします。地図ナンバーも6番です。

転用目的は、露天駐車場として利用するものですが、すでに施工済みでしたので、始末書付きの申請となっております。

申請地は筑邦市民センターから東へ約500メートル、JR荒木駅から西へ約800メートルのところに位置しています。

農地区分については、おおむね10ha未満規模の農地の区域内にある農地で、市街化区域に近接しておりますので、第2種農地と判断しております。

雨水排水につきまして、自然流下で排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、発生いたしません。

被害防除につきましては、周囲の土地と高さを合わせることで、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つづきまして、審議番号7番について説明いたします。地図ナンバーも7番です。

転用目的は、農地改良行為に伴う一時転用です。

申請地は、高牟礼中学校から東へ約4キロメートル、道の駅くるめから南へ約4キロメートルのところに位置しています。

農地区分については、農用地区域内にある農地ではありますが、転用目的が一時的な利用に供するものでありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきまして、自然流下で排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、発生いたしません。

被害防除につきましては、法面施工により、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つづきまして、審議番号8番について説明いたします。地図ナンバーも8番です。

転用目的は、太陽光発電設備を設置するものです。

申請地は、安武小学校から東へ約400メートル、くるめ天心幼稚園から南へ約100メートルのところに位置しています。

農地区分については、農用地区域内農地以外であって、甲種農地、第1種農地および第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地でありますので、第2種農地と判断しております。

雨水排水につきまして、水路を通じて東側の道路側溝へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、発生いたしません。

被害防除につきましては、コンクリートブロックにより、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

ります。

これら全ての申請案件について、排水承諾書等、添付書類を確認しております。

以上、3件につきまして、担当地区の農業委員および推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題が無いものと判断しております。ご審議の程よろしくお願いたします。以上です。

議 長 審査会からの報告が終わりましたので、ただいまから、質疑に入ります。
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
「第2号議案」について賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 ありがとうございます。全員挙手により「第2号議案」は、可決されました。
なお、審議番号1番及び3番は、許可相当として、県農業会議へと意見聴取いたします。
つきまして、「第3号議案 農地転用計画変更承認申請について」ですが、審議番号2番から4番につきましては、次の「第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」と関連のある案件でございますので、関連案件とそれ以外に分けて審議し、審議番号2番から4番を、「第4号議案」と一括して議題といたします。
それでは、「第3号議案」のうち、審議番号1番及び5番についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 7ページをお願いします。
「第3号議案 農地転用計画変更承認申請について」、農地転用計画変更承認申請書が提出されましたので付議いたします。

東部地域 1番1件です。

1番 申請地 田主丸町石垣 畑 2筆 計 2,430 m²

申請理由 施工期間及び計画内容を変更するものです。

変更内容 施工期間を許可日から平成30年10月30日までだったものを許可日から令和元年10月31日までに、計画内容をコンクリートブロックで土砂の流出を防ぐ計画だったものをL型擁壁で土砂の流出を防ぐ計画に変更するものです。

こちらにつきましては、平成 30 年 5 月 21 日付にて 5 条許可がなされたものです。

8 ページをお願いします。

西部地域 5 番 1 件です。

5 番 申請地 三瀨町高三瀨 田 3 筆 計 245.99 m²

申請理由 転用面積を変更するものです。

変更内容 転用面積 279.24 m²だったものを 245.99 m²に変更するものです。

こちらにつきましては、平成 29 年 4 月 10 日付にて 5 条許可がなされたものです。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、ただいまから、質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議 長 質疑が無いようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから、採決いたします。
「第 3 号議案」、審議番号 1 番及び 5 番について賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 ありがとうございます。全員挙手により「第 3 号議案」、審議番号 1 番及び 5 番は、可決されました。つづきまして、「第 3 号議案」、審議番号 2 番から 4 番、「第 4 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 7 ページをお願いします。

「第 3 号議案 農地転用計画変更承認申請について」、農地転用計画変更承認申請書が提出されましたので付議いたします。

東部地域 2 番 3 番の 2 件です。

2 番 申請地 北野町今山 畑 165 m²

申請理由 転用事業者を変更するものです。

変更内容 転用事業者を*****から*****に変更するものです。

こちらにつきましては、昭和 59 年 6 月 29 日付にて 5 条許可がなされたものです。

また、「第 4 号議案」、7 番と関連案件となっております。

3 番 申請地 北野町今山 畑 202 m²

申請理由 転用事業者を変更するものです。

変更内容 転用事業者を*****から*****に変更するものです。

こちらにつきましては、昭和 59 年 6 月 29 日付にて 5 条許可がなされたものです。

また、「第 4 号議案」、7 番と関連案件となっております。

8 ページをお願いします。

西部地域 4 番 1 件です。

4 番 申請地 三瀨町高三瀨 田 2 筆 計 728 m²

申請理由 転用事業者及び転用目的を変更するものです。

変更内容 転用事業者を****から****に変更し、転用目的を農業用資材置場及び農機具置場から宅地分譲(3 区画)に変更するものです。

こちらにつきましては、平成 29 年 12 月 11 日付にて 5 条許可がなされたものです。

また、「第 4 号議案」、15 番と関連案件となっております。

つづきまして、議案の 9 ページをお願いします。

「第 4 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について」、農地転用許可申請書が提出されたので、付議いたします。

東部地域 1 番から 10 ページ 8 番までの 8 件です。

1 番 申請地 山本町豊田 田畑 2 筆 計 3,110 m²

申請理由 申請地を借り受けて、貸露天資材置場として利用するものです。

農地区分は、第 1 種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

2 番 申請地 田主丸町以真恵 田 247 m²

申請理由 申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

農地区分は、第 1 種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

3 番 申請地 田主丸町田主丸 田 171 m²

申請理由 申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

4 番 申請地 田主丸町地徳 畑 27 m²

申請理由 申請地を取得し、自己用住宅の敷地を拡張するものです。

農地区分は、第 1 種農地ですが、特別の立地条件を必要とする事業として、不許可の例外規定を適用しております。

10 ページをお願いします。

5 番 申請地 田主丸町地徳 畑 306 m²

申請理由 申請地を取得し、自己用住宅の敷地を拡張するものです。

農地区分は、第 1 種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

6 番 申請地 田主丸町野田 畑 509 m²

申請理由 申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

農地区分は、第 1 種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不

許可の例外規定を適用しております。

7番 申請地 北野町今山 畑 2筆 計 367 m²

申請理由 申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

こちらにつきましては、「第3号議案」、2番3番と関連案件となっております。

8番 申請地 北野町大城 畑 242 m²

申請理由 申請地を取得し、露天資材置場として利用するものです。

11ページをお願いします。

西部地域 9番から14ページ17番までの9件です。

9番 申請地 荒木町下荒木 畑 70 m²

申請理由 申請地を譲り受けて、事務所兼住宅及び露天資材置場の敷地を拡張するものです。

10番 申請地 荒木町藤田 畑 3筆 計 995 m²

申請理由 申請地に農家住宅を建築及び申請地を借り受けて、進入路として利用するものです。

こちらにつきましては、農地法第4条による同時許可となっております。

12ページをお願いします。

11番 申請地 上津町 畑 2筆 計 3,828 m²

申請理由 申請地を取得し、病院の敷地を拡張するものです。

12番 申請地 藤山町 畑田 19筆 計 10,234 m²

申請理由 申請地を借り受けて、太陽光発電設備を設置するものです。

13ページをお願いします。

13番 申請地 安武町安武本 田 5筆 計 2,606 m²

申請理由 申請地を借り受けて、露天資材置場として利用するものです。

14番 申請地 城島町檜津 田 2筆 計 850 m²

申請理由 申請地を取得し、集合住宅(2棟14戸)を建築するものです。

15番 申請地 三潞町高三潞 田 2筆 計 728 m²

申請理由 申請地を取得し、宅地分譲(3区画)を行うものです。

こちらについては、「第3号議案」、4番と関連案件となっております。

16番 申請地 三潞町玉満 田 2筆 計 1,016 m²

申請理由 申請地を取得し、集合住宅(1棟8戸)及び建売住宅(4戸)を建築するものです。

14ページをお願いします。

17番 申請地 三潞町早津崎 畑 123 m²

申請理由 申請地を譲り受けて、自己用住宅を建築するものです。

競売 不動産買受適格証明

西部地域 18番19番の2件です。

18番 申請地 東合川九丁目 畑 52 m²

申請理由 申請地を取得し、貸家住宅の敷地として拡張するものです。

こちらは、農地法施行規則第57条の2 第1項ただし書きによる譲受人の単独申請となっています。

19番 申請地 東合川九丁目 畑 52 m²

申請理由 申請地を取得し、貸家住宅の敷地として拡張するものです。

こちらは、農地法施行規則第57条の2 第1項ただし書きによる譲受人の単独申請となっています。

なお、9ページ案件番号1番、12ページ案件番号11番、12番につきましては、福岡県農業会議への意見聴取案件でございます。

以上で説明終わります。

議長 事務局からの説明が終わりましたので、審査会から審査結果報告を受けたいと思います。それでは、東部審査会、西部審査会の順番で報告をお願いいたします。「第3号議案」、審議番号2番から4番の報告は、「第4号議案」の説明の中で、合わせてお願いをいたします。

委員 東部審査会からまいります。
審議番号1番について説明いたします。地図ナンバーは14番です。
転用目的は、貸露天資材置場として利用するものです。
申請地は、山本小学校から北西へ約1.2キロメートル、筑水高校から南東へ約1キロメートルのところに位置します。
農地区分については、10ha以上の農地の広がりがある区域内にある農地であり、第1種農地に該当いたしますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。
雨水排水につきましては、U字溝を経由して西側の道路側溝へ排水します。
汚水・生活雑排水につきましては、発生いたしません。
被害防除につきましては、擁壁及びコンクリートブロックにより土砂の流出を防ぐ計画となっております。
つづきまして、審議番号2番について説明いたします。地図ナンバーは15番です。
転用目的は、自己用住宅を建築するものです。
申請地は、川会小学校から北西へ約170メートル、柴刈小学校から南へ約1.8キロメートルのところに位置します。
農地区分については、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でありますので、第1種農地に該当いたしますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきまして、合併浄化槽を設置して、東側の水路へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、東側の水路に排水します。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置し、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つづきまして、審議番号 3 番について説明します。地図ナンバーは 16 番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、田主丸駅から南東へ約 300 メートル、水縄小学校から北へ約 1.3 キロメートルのところに位置しています。

農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内にある農地でありますので、第 3 種農地に該当いたします。

雨水排水につきまして、溜め桝を経由して東側隣接地の溜め桝へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、南側の通路に埋設されている市下水道管へ接続されます。

被害防除につきましては、コンクリートブロックにより、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つづきまして、審議番号 4 番について説明いたします。地図ナンバーは 17 番です。

転用目的は、自己用住宅の敷地を拡張するものです。

申請地は、竹野小学校から東へ約 1.4 キロメートル、田主丸駅から南西へ約 2.5 キロメートルのところに位置しています。

農地区分については、10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でありますので、第 1 種農地に該当いたしますが、転用目的が特別の立地条件を必要とする事業でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきまして、自然流下と西側の素掘り水路へ放流されます。

汚水・生活雑排水につきましては、東側の市下水道管へ接続されます。

被害防除につきましては、土留めを行い、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つづきまして、審議番号 5 番について説明いたします。地図ナンバーは 18 番です。

転用目的は、自己用住宅の敷地を拡張するものですが、既に申請者が宅地部分を取得した際に宅地の一部が農地に出ている状態でしたので、経緯書付の申請となっております。

申請地は、竹野小学校から東へ約 1.7 キロメートル、田主丸駅から南西へ約 2.2 キロメートルのところに位置しています。

農地区分については、10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でありますので、第 1 種農地に該当いたしますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきまして、自然流下となっております。

汚水・生活雑排水につきましては、汲み取り式で処理されます。

被害防除につきましては、既設の隣地擁壁を利用と土留めにより土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つづきまして、審議番号 6 番について説明いたします。地図ナンバーは 19 番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、田主丸中学校から北西へ約 480 メートル、川会小学校から北東へ約 2.7 キロメートルのところに位置しています。

農地区分については、10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でありますので、第 1 種農地に該当いたしますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、合併浄化槽を通じて南側の水路へ排出されます。

汚水・生活雑排水につきましても、合併浄化槽を通じて南側の水路へ排出されます。

被害防除につきましては、L 型擁壁とコンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つづきまして、審議番号 7 番について説明いたします。地図ナンバーは 20 番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、北野総合支所から西へ約 810 メートル、古賀茶屋駅から北東へ約 1 キロメートルのところに位置します。

農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途地域内にある農地でありますので、第 3 種農地に該当いたします。

雨水排水につきましては、溜め桝を経由して南側の側溝へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、南側の道路に埋設されている市下水道管へ接続されます。

被害防除につきましては、既設のコンクリートブロックを利用して土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つづきまして、審議番号 8 番について説明いたします。地図ナンバーは 21 番です。

転用目的は、露天資材置場として利用するものです。

申請地は、善導寺保育園から北東へ約 580 メートル、大城小学校から南へ約 1.6 キロメートルのところに位置します。

農地区分については、おおむね 10ha 未満規模の農地の区域内にある農地で、市街化区域に近接しておりますので、第 2 種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下となっております。

汚水・生活雑排水につきましては、発生いたしません。

被害防除につきましては、既設の擁壁とコンクリートブロックを利用して土砂の流出を防ぐ計画となっております。

これら全ての申請案件について、排水承諾書等、添付書類を確認しております。

以上、8 件につきまして、担当地区の農業委員および推進委員の現地審査を踏まえ、書

類審査を行いました。問題が無いものと判断しております。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

委員 つづきまして、西部審査会から報告いたします。

審議番号 9 番について説明いたします。地図ナンバーは 22 番です。

転用目的は、事務所兼住宅及び露天資材置場として敷地を拡張するものですが、すでに施工済みでしたので、始末書付きの申請となっております。

申請地は、荒木小学校から南西へ約 500 メートル、久留米南病院から東へ約 1 キロメートルのところに位置します。

農地区分については、おおむね 10ha 未満規模の農地の区域内にある農地で、市街化区域に近接しておりますので、第 2 種農地と判断しております。

雨水排水につきまして、自然流下で東側の水路へ排水します。

汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して、東側の水路へ排水します。

被害防除につきましては、既設のコンクリートブロックにより、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つづきまして、審議番号 10 番について説明いたします。地図ナンバーは 23 番です。

転用目的は、農家住宅の建設及び進入路として利用するものです。

申請地は、荒木中学校から東へ約 1 キロメートル、久留米工業大学から西へ約 1.7 キロメートルのところに位置します。

農地区分については、農用地区域内農地以外であって、甲種農地、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない農地でありますので、第 2 種農地と判断しております。

雨水排水につきまして、溜め桝を経由して、西側の道路側溝へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を設置して、西側の道路側溝へ排水します。

被害防除につきましては、法面施工により、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つづきまして、審議番号 11 番について説明いたします。地図ナンバーは 24 番です。

転用目的は、理事を勤める法人に貸し、病院の敷地として拡張するものです。

申請地は、久留米工業大学から東へ約 300 メートル、青陵中学校から南へ約 300 メートルのところに位置しています。

農地区分については、おおむね 10ha 未満規模の農地の区域内にある農地で、市街化区域に近接しておりますので、第 2 種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下で排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、西側道路に埋設している市下水道管へ接続されます。

被害防除につきましては、周囲の土地を土地の高さとあわせることにより、土砂の流出を

防ぐ計画となっております。

つづきまして、審議番号 12 番について説明いたします。地図ナンバーは 25 番です。

転用目的は、太陽光発電設備を設置するものです。

申請地は、青陵中学校から西へ約 1.1 キロメートル、上津クリーンセンターから南へ約 700 メートルのところに位置します。

農地区分については、おおむね 10ha 未満規模の農地の区域内にある農地で、市街化区域に近接しておりますので、第 2 種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、西側の申請地は自然流下で北側の水路へ排水、東側の申請地は西側の道路側溝に排水します。

汚水・生活雑排水につきましては、発生いたしません。

被害防除につきましては、法面施工により、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つづきまして、審議番号 13 番について説明いたします。地図ナンバーは 26 番です。

転用目的は、露天資材置場として利用するものですが、既に造成に着手されましたので、始末書付きの申請となっております。

申請地は、筑邦西中学校から北東へ約 600 メートル、西鉄安武駅から南西へ約 400 メートルのところに位置しています。

農地区分については、本件は 5 筆の農地が申請地となっておりまして、南側の 2 筆の農地は、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、500 メートル以内に 2 つの病院がある農地でありますので、第 3 種農地に該当いたします。北側の 3 筆の農地は、西鉄安武駅からおおむね 500 メートルの区域内にある農地でありますので、第 2 種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、地下浸透及び既設の溜め枿を經由して西側の水路へ排水します。

汚水・生活雑排水につきましては、発生いたしません。

被害防除につきましては、法面施工及び既設の畦により、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つづきまして、審議番号 14 番について説明いたします。地図ナンバーは 27 番です。

転用目的は、集合住宅(2 棟 14 戸)を建築するものです。

申請地は、城島総合支所から南西へ約 200 メートル、城島中学校から東へ約 600 メートルのところに位置しています。

農地区分については、城島総合支所からおおむね 300 メートルの区域内にある農地でありますので、第 3 種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、敷地内に設置する溜枿を經由して北側及び南側の水路へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、北側道路に埋設している市下水道管へ接続されます。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置し、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つづきまして、審議番号 15 番について説明いたします。地図ナンバーは 28 番です。

転用目的は、宅地分譲(3 区画)を行うものです。

申請地は、三瀧小学校から北東へ約 200 メートル、西鉄大善寺駅から南西へ約 1.3 キロメートルのところに位置しています。

農地区分については、都市計画法に規定する用途地域内にある農地ですので、第 3 種農地に該当いたします。

雨水排水につきましては、自然流下で東側の水路へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を設置して東側の水路へ排水される計画です。

被害防除につきましては、L 型擁壁により土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つづきまして、審議番号 16 番について説明いたします。地図ナンバーは 29 番です。

転用目的は、集合住宅(1 棟 8 戸)及び建売住宅(4 戸)を建築するものです。

申請地は、西鉄犬塚駅から東へ約 100 メートル、みづま総合体育館から南へ約 300 メートルのところに位置しています。

農地区分については、西鉄犬塚駅からおおむね 300 メートルの区域内にある農地でありますので、第 3 種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、申請地内に新設する道路の側溝を通じて西側の水路へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を設置して、申請地内に新設する道路の側溝を通じて、西側の水路へ排水されます。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つづきまして、審議番号 17 番について説明いたします。地図ナンバーは 30 番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、久留米南病院から西へ約 1 キロメートル、西鉄三瀧駅から南へ約 300 メートルのところに位置しています。

農地区分については、都市計画法に規定する用途地域内にある農地ですので、第 3 種農地に該当いたします。

雨水排水につきましては、溜め桝を設置して北側の道路側溝へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を設置して北側の道路側溝へ排水されます。

被害防除につきましては、周囲と土地の高さをあわせることにより、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つづきまして、審議番号 18 番について説明いたします。地図ナンバーは 31 番です。

この申請は、競売案件でありますので、不動産買受適格証明願となっております。
このため、農地法施行規則第 57 条の 2 第 1 項ただし書きの規定による譲受人の単独申請です。

転用目的は、貸家住宅の敷地として拡張するものです。

申請地は、合川小学校から北東へ約 1.5 キロメートル、久留米東郵便局から北西へ約 1 キロメートルのところに位置しています。

農地区分については、おおむね 10ha 未満規模の農地の区域内にある農地で、市街化区域に近接しておりますので、第 2 種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下で排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、南側の道路に埋設されている市下水道管へ接続されます。

被害防除につきましては、既存のコンクリートブロックを利用して土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つづきまして、審議番号 19 番について説明いたします。地図ナンバーは 31 番です。

この申請につきましても、競売案件でありますので、不動産買受適格証明願となっております。

このため、農地法施行規則第 57 条の 2 第 1 項ただし書きの規定による譲受人の単独申請です。

転用目的は、貸家住宅の敷地として拡張するものです。

申請地は、合川小学校から北東へ約 1.5 キロメートル、久留米東郵便局から北西へ約 1 キロメートルのところに位置しています。

農地区分については、おおむね 10ha 未満規模の農地の区域内にある農地で、市街化区域に近接しておりますので、第 2 種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下で排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、南側の道路に埋設している市下水道管へ接続されます。

被害防除につきましては、既存のコンクリートブロックを利用して土砂の流出を防ぐ計画となっております。

これらの全ての申請案件について、排水承諾書等、添付書類を確認いたしております。

以上、11 件につきまして、担当地区の農業委員および推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題が無いものと判断しております。ご審議の程よろしく願います。以上です。

議 長 審査会からの報告が終わりましたので、ただいまから、質疑に入ります。
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。なお、採決にあたりましては、「第3号議案」審議番号2番から4番と、「第4号議案」に分けて採決いたします。それでは、「第3号議案」審議番号2番から4番について賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 ありがとうございます。全員挙手により「第3号議案」審議番号2番から4番は、可決されました。
つづきまして、「第4号議案」について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 ありがとうございます。全員挙手により「第4号議案」は、可決されました。
なお、審議番号1、11、12番は、許可相当として、県農業会議へと意見聴取いたします。
つづきまして、「第5号議案 農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 15ページをお願いいたします。
「第5号議案 農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請について」、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請書が提出されたので付議いたします。
1番の1件です。
1番 申請人 北野町十郎丸 * * * * * 経営面積 40,356 m²
農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。
以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議長 質疑が無いようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから、採決をいたします。
「第5号議案」について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議長 ありがとうございます。全員挙手により、「第5号議案」は、可決されました。
つづきまして、「第6号議案 久留米市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
「第6号議案」、1.所有権移転 審議番号12番は農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与の制限に該当いたします。
よって、「第6号議案」、1.所有権移転 審議番号12番とそれ以外に分けて審議します。
議席番号*** **** 委員の退席を求めます。
それでは、「審議番号12番」について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案の16ページをお願いいたします。
「第6号議案 久留米市農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積計画の決定を求められたので付議いたします。
1.所有権移転 1件です。19ページをお願いいたします。
第4区 12番 1件です。
12番 所在地 城島町芦塚 田 2筆 計3,060㎡、推進機構からの買入となります。
以上、こちらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることを報告いたします。
以上で説明を終わらせていただきます。

議長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議長 質疑が無いようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから、採決いたします。
「第6号議案」、1.所有権移転 審議番号12番について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議長 ありがとうございます。全員挙手により、「第6号議案」、1.所有権移転 審議番号12番は可決されました。よって、久留米市長あて、通知をいたします。
審議番号12番の審議が終了しましたので、退席をされています、議席番号****
**** 委員の出席を求めます。
*****に報告をいたします。審議番号12番は可決されました。
つづきまして、審議番号12番を除く、「第6号議案」について議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案の16ページをお願いいたします。

「第6号議案 久留米市農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積計画の決定を求められたので付議いたします。

- 1.所有権移転 12番を除く17件
- 2.利用権設定(通年作) 880件
- 3.利用権設定(期間借地) 79件 です。17ページをお願いいたします。

1.所有権移転

第1区 1番から18ページ7番までの7件です。

- 1番 所在地 荒木町下荒木 田 2,540 m²、推進機構からの買入となります。
 - 2番 所在地 善導寺町与田 田 2,734 m²、推進機構からの買入となります。
 - 3番 所在地 善導寺町与田 田 3筆 計8,080 m²、推進機構からの買入となります。
 - 4番 所在地 宮ノ陣町大杜 田 1,414 m²、推進機構からの買入となります。
- 18ページをお願いいたします。

- 5番 所在地 宮ノ陣町五郎丸 田 5,233 m²、推進機構からの買入となります。
- 6番 所在地 安武町武島 田 4筆 計4,632 m²、推進機構からの買入となります。
- 7番 所在地 安武町安武本 田 2,872 m²、推進機構からの買入となります。

第3区 8番から19ページ11番までの4件です。

- 8番 所在地 北野町赤司 田 3,126 m²、推進機構からの買入となります。
- 19ページをお願いいたします。

- 9番 所在地 北野町赤司 田 3,075 m²、推進機構からの買入となります。
- 10番 所在地 北野町今山 田 2筆 計6,799 m²、推進機構からの買入となります。
- 11番 所在地 北野町仁王丸 田 1,407 m²、推進機構からの買入となります。

第4区 13番から20ページ16番までの4件です。

- 13番 所在地 城島町浮島 田 2筆 計3,380 m²、推進機構への売り渡しとなります。
- 20ページをお願いいたします。
- 14番 所在地 城島町浮島 田 1,762 m²、推進機構への売り渡しとなります。

15番 所在地 城島町浮島 田 2,847 m²、推進機構への売り渡しとなります。

16番 所在地 城島町西青木 田 5,686 m²、推進機構への売り渡しとなります。

第5区 17番、18番の2件です。

17番 所在地 三潞町清松 田 564 m²、推進機構からの買入となります。

18番 所在地 三潞町玉満 田 1,336 m²、推進機構からの買入となります。

21ページをお願いいたします。

2.利用権設定(通年作)

こちらにつきましては、右下の総計のみ説明させていただきます。

総計 契約件数 880件、筆数 2,192筆、設定面積 3,021,178.68 m²です。

22ページをお願いいたします。

3.利用権設定(期間借地)

こちらにつきましても、右下の総計のみ説明させていただきます。

総計 契約件数 79件、筆数 192筆、設定面積 372,802.00 m²です。

以上、1.所有権移転の1番から12番を除く18番まで

2.利用権設定(通年作) 契約件数 880件

3.利用権設定(期間借地) 契約件数 79件 の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条 第3項の要件を満たしていることを報告いたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議 長 質疑が無いようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから、採決をいたします。
審議番号12番を除く「第6号議案」について、賛成の方は挙手をお願いします。

「全員挙手」

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、審議番号12番を除く「第6号議案」は可決されました。よって、久留米市長あて、通知をいたします。
つづきまして、「第7号議案 久留米市地域農業振興計画の変更について」でございますが、次の「第8号議案 久留米市農業振興地域整備計画の変更について」と関連した案件でございますので、一括して議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、23 ページをお願いいたします。

「第7号議案 久留米市地域農業振興計画の変更について」、久留米市長より久留米市地域農業振興計画の変更について、意見を求められたので付議いたします。

こちらの案件につきましては、土地改良事業の受益地であり、通常8年以上経過しないと除外できませんが、地域農業振興計画に則したものであれば、除外は可能となります。まず、地域農業振興計画において、変更したのち、次に審議をはかります、市の全体計画である「第8号議案 農業振興地域整備計画の変更」も合わせて、変更が必要となります。

1.今回、変更される地域農業振興計画の内容について

①久留米市(旧久留米)地域農業振興計画 3件

②久留米市田主丸町地域農業振興計画 1件

整備計画 4、振興計画 久 37、農家住宅を建設するものです。

申請地 安武町安武本 田 2筆 計 551.13 m²を変更するものです。

地図ナンバーは 35 番です。

整備計画 5、振興計画 久 38、分家住宅を建設するものです。

申請地 安武町安武本 田 658 m²のうち 206.37 m²を変更するものです。

地図ナンバーは 36 番です。

整備計画 6、振興計画 久 39、通作路兼進入路を設置するものです。

申請地 安武町安武本 田 3筆 計 227 m²を変更するものです。

地図ナンバーは 37 番です。

整備計画 8、振興計画 田 2、保育所を建設するものです。

申請地 田主丸町菅原 田 3,556 m²を変更するものです。

地図ナンバーは 39 番です。

2.意見(案)

当該計画に定められている施設等に供される土地については、当該計画において、農業農村の振興を図る観点から、農業的土地利用と非農業的土地利用との計画的な利用調整が図られることを鑑み、農用地区域に含まないとするのが妥当である。と考えられます。

つづきまして、24 ページをお願いいたします。

「第8号議案 久留米市農業振興地域整備計画の変更について」、久留米市長より、久留米市農業振興地域整備計画の変更について、意見を求められたので付議いたします。

1.今回、変更される農業振興地域整備計画の内容について

整備計画 8 件です。

なお、先ほど説明いたしました、地域農業振興計画の内容については、重複になりますので、割愛いたします。

整備計画 1、工場敷地の拡張(進入路の設置)するものです。

申請地 荒木町荒木 畑 39 m²を変更するものです。

地図ナンバーは 32 番です。

整備計画 2、駐車場を設置するものです。

申請地 太郎丸町 田 2 筆 計 2,780 m²を変更するものです。

図面ナンバーは 33 番です。

整備計画 3、介護老人保健施設を建設するものです。

申請地 荒木町荒木 田 6 筆 計 3,687 m²を変更するものです。

地図ナンバーは 34 番です。

25 ページをお願いいたします。

整備計画 7、資材置場を設置するものです。

申請地 高良内町 田畑 4 筆 計 1,824 m²を変更するものです。

地図ナンバーは 38 番です。

2.意見(案)

本計画の変更(案)については、農業委員会としては、周辺の農業生産に特段の支障はないものと思われま

以上、「第 7 号議案」、「第 8 号議案」の説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議 長 質疑が無いようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから、採決をいたします。
なお、採決にあたりましては、「第 7 号議案」、「第 8 号議案」に分けて採決をいたします。
「第 7 号議案」について、賛成の方は挙手をお願いします。

「全員挙手」

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、「第 7 号議案」は可決されました。
よって、久留米市長あて、通知をいたします。
つづきまして、「第 8 号議案」について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、「第 8 号議案」は可決されました。
よって、久留米市長あて、通知をいたします。
つきまして、「第 9 号議案」「平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動点検・
評価」及び「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画」について」を議題とい
たします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案の 26 ページをお願いいたします。
「第 9 号議案 「平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動点検・評価」及び「令和
元年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の決定について」、農業委員会等に関
する法律第 37 条の規定による「平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動点検・
評価(案)」及び「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」を作成した
ので付議いたします。

1. 「平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動点検・評価(案)」(第 9 号議案別紙
のとおり)
 2. 「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」(第 9 号議案別紙のと
おり)
- となります。それでは、別紙をご覧ください。

(「平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動点検・評価(案)」の内容読み上げ及び
説明。)

(「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」の内容読み上げ及び説
明。)

以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員 まず、1 ページの 1. 農業の概要の中の経営数で、集落営農経営が 27 となっていますが、
去年は、43 だったのですが。これは、なぜこうも大幅に減ったのか。
また、次のページの集積率ですが、以前に農業委員会で調べてもらった結果を見たら、
市全体としては 50%になっておりますが、今回は 77%になっています。こちらが正しいの
か。
それと、最後になりますが、違反転用面積が 1.42ha ということになっていますが、まずは、

何件くらいあるのか、そして今、どういう対応をされているのかを知らせていただきたいと思います。以上、3点です。

事務局 まず、1点目の集落営農経営数 27 ですが、こちらは、去年と数字が違うとのことですが、こちらを所管しているのが、生産流通課となっております、こちらの数を生産流通課に確認したところ、今現在は、こちらの数だということです。去年確認をしたときに、すでに法人化している集落営農組織を、集計の関係上、法人数と重複して挙げていたのが見受けられることです。こちらの 27 につきましては、正確な数字というところで聞いているところでございます。これにつきましてはよろしいでしょうか。

委員 ありがとうございます。

事務局 2点目についてです。
こちらのページの集積率の 50%台の数字は違ってはいないかですが、今わかっている資料はないですが、大きく違うところは管内の農地面積の全体数が、こちらは調査統計に基づいた面積となっております、実際のシステム等での農地台帳の面積が 8,888ha になっておりますので、集積面積が同じだとすると分母が小さくなっていく関係上、集積率が多少変わってしまうのかなとの推測は見込まれます。その前回の 50 何%の数字は、根拠は何なのかというのはございませんので現時点での回答はそのような回答をさせていただきたいと思いますが、質疑内容は、その結果をまた、報告させて下さい。よろしいでしょうか。

委員 わかりました。

事務局 3点目ですが、件数としては、9件ございます。農用地での違反転用となっております。活動につきましては、文書指導を行っているところです。今年度につきましては、文書指導及び違反転用者のところに担当委員さんと一緒に回っていく活動をしたいと思えます。

委員 最終的には、始末書付きの事後承認になりますか。

事務局 始末書が取れるような場所であれば、そのようにしたいとは思いますが、今からというと農用地になりますので、解消するしかない。そういうことになります。

委員 どうもありがとうございました。

事務局 先ほど、50 何%という数字がありましたのは、以前の報告書の中で、実は、認定農業者の農用地内の農地の集積状況というのを報告書で使っていて、これを改めまして、先ほど言いました集積率が 77.4%とが正しいということです。以前使っていた数値が間違っていたということです。

議長 他に質疑はございますか。この9号議案は、必ず保管していたほうが良いと思います。今後色んな所で聞かれるので。他に質疑はありませんか。

委員 最後から2枚目の一番下の農業委員会の現在の体制の認定農業者に準ずる者とは、どのような者が詳しく教えていただきたい。それと、実数のところで、女性の実数が4になっておりますが、中立委員とたぶっているのでは。

事務局 まず、認定農業者に準ずる者ですが、認定農業者で法人の用を執行する役員、重要な使用員となっております。
それから、実数の欄は、それぞれの項目に該当する委員の数であり、内数ではありません。合計したところ、実数の数字が、たまたま農業委員数と同じだったというわけです。

議長 よろしいですか。今の説明で

委員 わかりました。

議長 他にございませんか。

「無しの声」

議長 それでは、色々な質問がありましたが、これにて質疑を終了し、ただいまから、採決をいたします。「第9号議案」について、賛成の方は挙手をお願いします。

「全員挙手」

議長 ありがとうございます。全員挙手により、「第9号議案」は、可決されました。
つづきまして、報告事項に入ります。
報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理の専決について
報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理の専決について
報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第4号 農地法第4条第1項第7号の規定による受理通知書の撤回願について

事務局の説明は省略いたします。

それでは、ただいまから、質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議長 それでは、質疑が無いようですのでこれにて質疑を終了します。
従いまして、報告第1号から報告第4号までの報告事項を終わります。

次にお諮りをいたします。本総会におきまして議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思います。
ご異議ありませんか。

「異議無しの声」

議長 異議なし、と認めます。よって議決されました案件で条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

ただいまから、議事録署名委員を指名いたします。

久留米市農業委員会議規則第10条第2項の規定により

2番 池田 清茂 委員

14番 田中 文 委員 をお願いいたします。

以上を持ちまして、久留米市農業委員会総会を閉会いたします。